

委員会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人山梨県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第44条の規定に基づき、本規則を定める。

(種類)

第2条 委員会は、各種委員会、特別委員会に区分する。

第2章 各種委員会

(設置)

第3条 本会は、会長又は理事会の諮問に応ずる目的をもって、理事会の決議を経て、主管事項別に各種委員会を設置する。

2. 委員会は、その主管事項に関し会長又は理事会の諮問にこたえ、委員長は、理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。

(種類)

第4条 本会は、主管事項に従い、各種委員会を次の通り設置する。

教育・広報委員会
組織委員会
企画環境委員会
CSR委員会

(主管業務)

第5条 本会は、各種委員会の主管業務を次のとおり定める。

教育・広報委員会 ホームページ・会員への情報提供に関する諸事項・コンサルティングコースの受講生募集・各事業の取材、調査、研究、答申及び推進
組織委員会 本会の会員増強・支部・国民年金基金の加入・オリエンテーションの開催に関する調査、研究、答申及び推進
企画環境委員会 本会の収益事業・不公平な募集環境の整備・会員交流・代理店賠償の加入促進・消費者団体との対話活動に関する調査、研究、答申及び推進
CSR委員会 本会の社会貢献・各キャンペーンの実施・ぼうさい探検隊参加団体の募集に関する調査、研究、答申及び推進

2. 前項に定める主管業務のうち、具体的対応、陳情、折衝、実施に関する業務は、理事会の承認を経てこれを行う。

(構成)

第6条 各種委員会の構成は、次のとおりとする。

うち 委員長 1名
副委員長 2名以内
委員 50名以内

(選出)

第7条 定款第5条2項の会員の中から選出する。

2. 委員長は、理事会の決議を経て、会長が指名する。
3. 副委員長は、委員の互選、又は委員長が指名する。

(任期)

第8条 第6条に定める委員の任期は、1期2年とし、本会役員の改選が行われる総会終了時に始まり、2年後の総会終了時に終わる。

2. 委員が任期の途中で辞任し、又は委員の所属する正会員が正会員の資格を失ったときは、その委員の所属する委員長は、その後任者を選出しなければならない。
3. 前項により選出された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第9条 委員長は、必要に応じ、会長の承認を得て各種委員会を招集する。

2. 議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

(代理者)

第10条 委員は、各種委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ委員長の承認を得た場合

は、この限りではない。

(決 議)

第 11 条 各種委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決する。

(議事録)

第 12 条 委員長は、各種委員会の議事について議事録を作成し、理事に送付又は理事会に提出しなければならない。

第 3 章 特別委員会

(設置と任期)

第 13 条 会長は、定款第 3 条に定める目的を達成しまた、事業を展開するため、特定の事項につき必要と定めるときは、理事会の決議を経て、特別委員会を設置し、付託することができる。

2. 会長は、特定事項につき特別委員会がその職務を完了したと認めたときは、理事会の決議を経て、これを解散する。

3. 委員は、理事会の決議を経て、会長が指名する。

4. 委員が任期の途中で辞任し、又は委員の属する正会員が正会員の資格を失ったときは、会長がその後任者を指名する。

(構 成)

第 14 条 特別委員会の委員には、以下の者をおくことができる。

委員長 1 名

副委員長 2 名

委員 若干名

(委員長等)

第 15 条 会長は理事会の決議を経て、委員長及び副委員長を任命する。

(招 集)

第 16 条 委員長は必要に応じ、委員を招集する。

2. 議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

(代理者)

第 17 条 委員は、特別委員会に代理人を出席させることができない。ただし、あらかじめ委員長の承認を得た場合は、この限りではない。

(決 議)

第 18 条 特別委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数以上をもって決定する。

(議事録)

第 19 条 委員長は、特別委員会の議事について議事録を作成し、理事に送付又は理事会に提出しなければならない。

第 4 章 付 則

(変 更)

第 20 条 本規則の改廃は、定款第 4 4 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

第 21 条 本規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。